

明治三十五年六月一日印刷

同年六月四日發行

著者

坪内雄藏

東京市日本橋區通四丁目五番地

發行者

和田 玄

東京市日本橋區兜町二番地

印刷者

齋藤章達

東京市日本橋區通四丁目角

發行所

春陽堂

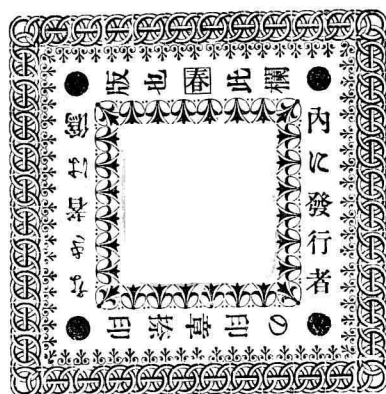
電話本局五拾壹番

東京市日本橋區兜町二番地

印刷所

東京印刷株式會社

電話浪花二五番
千三百二十五番



文藝と教育目次

文 藝

新作家某の親戚より所謂批評家連中に與へて

「詩人小説家特待法」を請求する書

何故に滑稽作者は出でざるか

如何なる人が最も善く笑ふか

詩人の二性格

文學研究法

學說と私交

社會の制裁と讒誣の懲罰

演劇刷新の唯一策

默阿彌作『網模様燈籠菊桐』

八二

七五

七二

六七

三七

二九

二二

一一

一

劇壇の現在及び未來……………	八九
作の上より見たる我が劇壇の現在及び未來……………	九五
我が演劇の前途……………	一〇一
問はずがたり……………	
(一) 劇詩家と狂言作者、見られぬ劇と讀まれぬ脚本……………	一一〇
(二) 脚本と小説……………	一二二
(三) 理想的脚本……………	一二六
(四) 脚本の三要素……………	一二〇
(五) かなたの舞臺面……………	一三一
(六) 景色畫道具畫……………	一三九
尋常の觀劇者と所謂劇評家……………	一四三
史劇に就きての疑ひ……………	一四八
史劇に關する疑ひを再び太陽記者に質す……………	一六四

藝術上に所謂歴史的といふ語の眞義如何

歴史畫の分類及び階級……………一七六

歴史畫の主賓論……………一九一

歴史畫の先後論……………二〇七

再び歴史畫を論ず

第一 問題のちだゝら……………二二〇

第二 ゆきちがひの數箇條……………二三三

第三 藝術に對する我が立脚地……………二三七

第四 總收……………二五五

第五 追加……………二六一

新聞小説鑑裁の標準……………二六四

讀書雜感……………二八三

教 育

學校に於ける學生の演劇……………二九〇

學課としての朗讀法	二九五
中學年齢の男女に小説を讀ましむるの可否に 關して教員某に答ふる書	二九七
倫理觀の障魔	三二六
方今の小中學の德育及び其の弊	三二六
方今の倫理教育を論ず	
(上) 倫理教育上の根本問題	三三九
(中) 現行德育方案の根本的缺陷	三四八
(下) 教訓の發起點を定めざるべからず	三六五
方今の倫理教員	三八七
倫理講話者心得	三九二
徳教頽廢の譬喩觀	四〇二

文藝と教育

坪内逍遙 著

新作家某の親戚より所謂批評家連中に與へて

「詩人、小説家特待法」を請求する書

謹んで現明治美文壇の批評家諸先生方に申上候、小生儀は某縣某郡某村某小學
校に多年在勤仕居候者に有之、從來教育事業にのみ専念從事致居候ひしたため、不
幸にも詩文創作の才に乏しく候へども、壯年より雜誌、新聞紙及び近刊小説類相
好み、多年京地書肆、博文館、春陽堂などより種々近刊の書類を取寄せ、玩讀の後
は親戚朋友などにも貸與へ候習慣に候ひき、然るところ、今般之れがために(?)圖ら
ざる惡(?)結果を醸成し、幾分の責任まぬかれがたく、衷心何分にも安んじかね候
ゆゑ、甚だ卒爾には候へども、敢て賢明なる諸先生の御教諭御裁斷を仰ぎ候事と
相成候、愚甥某甲事、別號神憑子と申者、聊か仔細有之、幼少より小生かたにて養育

致し來り候ところ、小學に罷在候頃より詩人、小説家志願に有之、兎角學校の正課を嫌ひ、古今の小説及び雜誌類をのみ耽讀いたし候ゆゑ、親共心配致し、百方意見を加へ、果は小生まで非難を受け、毎度迷惑致候事も有之、さるによつて斷然雜誌小説類買入候事嚴しく相とゞめ候へども、機既に後れ、彼れが病膏肓に入り、十四五歳の際、已に新體詩、短篇小説等を相綴り、或二三の地方文學雜誌に投寄し、頗る好評を博し候てより、おひ／＼高慢に相成り、詩人たるの資は自分の天賦なりなど自信致し、諸先生の所謂放縱不羈の振舞甚しく、父母親戚の訓誡は一切相用ひ申さず、かくて昨年末に至り、新作家御歡迎の御檄文拜見致候と其のまゝ、如何に思ひたち候てか、突然夜に乗じて上京の途に上り候を、翌日に及びはじめて心附き、家内騒動の末、小生儀、同人父母の依頼を受け、親戚一同の總代として、直ちに呼戻しの爲め出京仕り、處々雲を掴み尋ね歩き、辛うじて本人居所相知れ候ゆゑ、百方繰返し歸國の儀説得仕り候へども、中々聞入候様子無之、剩へ、承り候へば、已に『文藝俱樂部』『新小説』『社會小説』等諸方の小説出版元へ、自作各一篇宛投寄候由、右は本年一二月中に公にせられ、廣く喝采を博すべき筈と、當人自信致居り、兎も角も其の結果相分かり候までは、歸國の儀いつかを承知いたしがたき旨申張り、

殆ど當惑仕候儀に有之候然るところ、小生儀最初父母の依頼を受け出京致候際には、只管父母の心中を思ひ遣り候より、一圖に異見の上引連れ歸國可致所存に候ひしが、ふと近刊の新聞雜誌上にて諸先生の御高論、御隨筆等數篇拜讀いたし、聊か思ひ返し候所有之、或は彼れが志願のまゝ、放任致し置き候かた、却りて彼れが一身の爲とも相成り、且つは少々おふけなき儀には候へども、或は明治美文學の爲かとも被存候仔細有之、一應愚見申述べ、若し諸先生に於て御賛成被成下候は、小生は此のまゝ引取り、父母親戚の手前は如何やうにも申繕ひ、愚甥一人を人間の不具者と仕候とも、明治文學の爲と相成候は、犠牲に供し候とも、敢て惜しむに足らざる儀と思ひたち候理由、何卒一通り御聽取被下度奉願上候

小生儀從來は福澤先生の御論說など最も有りがたく拜見致居候ひし事故、詩人、小説家など申す者の性質は、くはしくは承知いたさず、詩人とても矢張並々の人間、否、多分並の人間よりは以上の者のやう存居候ひしところ、近來諸先生の御高説を拜見いたし候てより、漸く前見の誤謬多き由に心附き候、諸先生の御高説によれば、本來詩人なる者は、最も狂熱に富み、常識以上に、或先生の御論によれば、常識以外に超脱して、多情多感、不羈放縱、情感燃ゆるが如き天性の病の爲に、往々悖

倫非道の行爲をも致し候者にて、其の例東西に夥しく、古來詩人と狂人とは相近き者といふ諸學者の定評も有之、區々たる倫常に羈束せられ、屑々たる常識に拘々たる者の、到底窺ひ知りがたき一種の妙境に住し候者、隨うて其の燃ゆるが如き情熱の爲に、屢々倫道を外れ候行爲あるも、畢竟其の天性の然らしむる所にて、決して咎むべき事にあらず、むしろ詩人の詩人たる所以に候由、おひくゝに相分かり、如何にも道理ある御論と失禮ながら奉感入候、愚昧の小生に候ゆゑ、從來はまづ常識と申す者を大切に心得、常識ある者は是れ之れを凡人といひ、常識以下の者は是れ之れを愚人又は蠻人といひ、常識以外、即ち常識に外れたる者は是れ之れを狂人といひ、常識以上即ち常識を具へたる上に更に高等の靈識を具へたる者は是れ之れを俊傑の人といひ、此の俊傑中に詩人、哲學者、賢人、聖人などいふ分際の人々をも發見いたすべき者と存じ、常識に外れ若しくは常識乏しくして單に狂熱の激しき輩は狂人に近きのみにあらず、輕症の狂人、即ち類似瘋癲と信じ、鼎立し易からざる狂熱と常識と靈識と此の三つの者を兼ね具ふればこそ眞詩人とも尊稱せらるゝ次第と心得居候ひしが、常識の取るに足らざるを辨ぜられ候御高説及び狂熱と天才とを同意義の如く御説明相成り、盛に狂熱を御獎勵なされ

候御論によりて、はじめて眞詩人の資格拜承仕り、成程狂熱と常識とは兩立しがたきもの、二兎を逐ふ者は一兎をも獲ず、盲人特有の敏捷なる「感」を得んと欲すればまづ雙眼を割愛せざれば能はざるが如く、女性的特質を得んとすれば昔時の官宦に倣はざるを得ざるが如く、詩人的狂熱と詩人的靈覺とが常識に伴はざるは必然の道理、争ふべからざる事實と合點仕候、さて右の御高論を標準として愚案を運らし候へば、愚甥神憑子の如きは、頗る右資格に的當致居候哉に被存候、まづ彼れが神經過敏にして多情多感なる事は、其の怒り易く、激し易く、悲しみ易く、嫉妬深く、執念深く、好惡甚しく、心變り易く、且つ疑ひ深き性質にも著く、現に七八歳のころ父母と激しく口論の末小刀にて自殺せんと致せし事あり、十三四歳のころ隣家の少女と戯れ遊び候様子異様なりとて叔母なる者の異見を加へ候ひしを耻ぢ怒りて、身を投げんと致せし事あり、且つ訓誡に戻り、約束をたがへ、放埒を好み候こと、殆ど其の天性の如く、我儘氣隨は一村中に及ぶものなく、父母親戚に抵抗して惡言を口に致候事は數ふるに遑あらず、但し他人に對しては、幼少より俗に謂ふオクメン深く、十九歳に相成候ても、目と目を見合せ候て、他人、就中、婦人と物語致しかね候など、いづれも御高説中の諸特質に相當致候、最も近年に至

り、此のオクメン漸くやみ、昂然そりかへりて相手の貌を詠め候やう相成候へども、これは何か感じ候所ありて、力めてさやう致候らしく、内心は矢張舊の如く、神經甚だ過敏にて、顚顚の邊常にぶるゝと動き、夜分など引つゞき眠らぬことも候らしく、顔色蒼白、激して申候言論に秩序なく、取締なく、舉動全く狂人に類し候、只今は公言致兼候へども彼れが昨年中の行爲二つ三つ申上候は、御示しに相成候英佛獨伊幾百の大詩人と殆ど同資格の人物なる事、多分御會得相成べくと存候、又彼れが常識を缺乏致居候度合は、眞に驚くべき程にて、所謂禮儀作法は申すまでもなく、五倫五常などいふことはじめより排斥と申よりはむしろ念頭に置き申さず、百事自家の感情を規矩として去就致し、所謂義理といふ者には毫末も介意致候事なく、只管自家の所感を標準として天地人間の事を裁斷し、たまたま社會上、政治上の事を談し候へば、聊か聞き覺え居り候共產黨、虛無黨などの主義に似たる説を主張し、常に一切平等の説を唱へ、博愛の大義を口に致候へども、例の神經過敏に候まゝ、時としては最親戚をすらも殺さんと決心致候事有之候、就中、其の廻り氣の鋭きこと、これまた眞に驚き入り候程にて、如何にせばかくは邪推致し得べきものと被存候程、針小の事をも棒大に深く遠く推量致し、架上

に架を加へ、煩悶苦惱致候技倆は、到底凡人の及ぶ所に御座なく、慥かに大想像、大狂熱ある證據かとも被存、如何なる點より見候も、御高示の詩人的資格を悉具せるものゝ如く、半ヶ月程御交際被成下候は、止むを得ず御絶交可被成と同時に、其の詩人的資格の非凡なるを、必ず御認定可被成と存候、斯様の次第に候故、若し今度出版の三作幸に幾分か見所ありと御認め被成候やうに御座候は、本人の爲、明治文學の爲、まばらく放任致し置き、徐に將來の大成を相待可申かと存候が、御賢慮如何に候やらん、蓋し、たとへ今度の作は不出來に候とも、かゝる資格ある以上は、早晚大傑作相綴り申すべく、然るに目下の作十分ならず候とて、強ひて連れ歸り候ときは、彼れ例の神經過敏の性とて、例の如く大狂熱を發し、如何なる珍事仕出だし候はん哉も圖りがたく、さりとて只管異見を加へ、件の狂熱を押鎮め候時は、右大切な詩人的資格を毀損するの道理と相成り、さりとてかゝる狂熱者を伴ひ歸り候ては、不開化頑冥なる片田舎の儀に候へば、諸先生の如き達識家としては一人も無之、隨うて座敷牢へ入れ置くべしなど申す者も出來すべく、當人の狂憤、父母の愁傷、周圍の迷惑嘸かしと思ひ遣られ、中間に立候小生一人、眞に途方に暮れ候次第に御座候、これによりて、ふと思ひ浮び候一愚案有之、こは獨り

當人の爲のみならず、明治文學の爲ならんと愚存候に付、かくは諸先生の高論を煩はし奉ることゝ相成候、さるは餘の儀に候はず、諸先生の御盡力によりて、詩人、小説家特待法といふ法令の實施相成候やう、其の筋へ御献言被成下候か、さなくとも世間にて實際特待致し呉れ候やうの運びに相成り候はゞ、愚甥神憑一人の上は申すに及ばず、明治文學の爲めに間接に非常の保護獎勵と相成るべく、振古未曾有の一大御功德かと存候、夫れ熟々惟るに古來不具者には必ず多少の特待法有之候例へば彼の盲人の如き、彼の聾者の如きは、それゝ特待の便宜を得て、此の世の中を渡り候、尊むべき詩人、小説家を不具者と名け候は、聊か不禮に聞え候へども、凡人の所持致居候常識を缺乏致候上は、並人に比べ候て不具者たるに相違御座なく、又此の不具を治し候ては、諸先生の御説に背き、暗に詩人を殺し候にひとしき不仁の所爲と相成るべく候へば、詩人はすべて倫常以外と見做し、中古の王侯が侏儒を特待致候ひし如く、香具師が蜘蛛男のたぐひを優待いたし候如く、如何なる振舞仕候とも、是れはこれ不具の技術家の持前、其の燃ゆるが如き天性の然らしむる所、むしろ憫むべき儀、若しくは或先生の仰せられしに隨ひ、憐れむべき儀と寛恕し、たかゞ瘋癲病院位を至極の懲罰と定め、違約、借り倒し、不義

理、無禮、我儘、不埒等は申すに及ばず、主なき又は主ある花を手折り候位の儀も、古來先例あびたゞしき儀と默許被成下候は、當人は兎も角も、父母師兄たる者安心して其の子弟を詩人たらしむべく、小生はた心を安んじて愚甥を當地に止め置き候べく、彼れが父母はた必ずしも懸念致すまじく候、さてまた當人に於ては、かゝる特待を受け候は、狂熱いよく發達いたし、常識はいよく缺乏し、必定驚くべく感ずべき詩人的生涯を送り候べく、隨うて其の作はた驚くべき狂熱に富み候はんこと、火を賭るよりも明かなりと信じ候、最も或先生の御高説には、益々激すれば益々昂上するの理合ゆゑ、むしろ甚しく困窮せしむるが可しと相見え候へども、貧すれば鈍するの喩、よし鈍せざるも、神經過敏の餘り、氣短かに自殺など致候哉も圖りがたく、これは宜しかるまじく候、たゞ此の特待法設けられ候とも、何か瞭然たる標章やうの物御座なく候ては、詩人と凡人との見分け附きがたく、當人は兎も角も相手方に於て、往々處置上の不都合も生ずべく候へば、彼の舊美術學校生徒が制帽制服を着せしが如く、又彼の聾者が胸間の板札によりて其の不具者たるを示すが如く、詩人、小説家と認定せられ候人々には、何か制服やうの物相着せ候かた宜しかるべくやに存候、或は詩人の脚は地につかずと申

す事の表章として、驢馬うごぎやうなどに騎りあるくやう致候ては如何哉、ベガサスの先例も候へば、只の駿馬かとも存候ひしが、さては徐ろに熟察致候に不便なるべく、就中、山光水色、又は美人などを熟察致候折に不恰好と存候、又帽子は狂熱の標章として火災がたの緋帽子などはいかゞ、尙詳細の服裝は、諸先生に於て御高見可有之、敢て愚存は不申述候、只一言申洩らすまじきは旅行券の儀に候、下宿屋及び旅館にては、投宿の即時、右の旅行券を請取り置き、後日支拂滞り、若しくは珍事出来、又は本人行方知れず相成候折は、之れを特待本部若しくは諸先生の御邸へ持參致し、失費其の他の整理相願候やうの手續肝要なるべく、又醜からぬ女子、就中、妙齡の處女ある家々は、十分緋帽子に注意致し、應分の用心致候やう、前以て觸れ示し置候こと、我々同胞の義務なるべく存候、さてかく愚案致候間に、更に一つ案じ附き候は、詩人々造法に御座候、方今の諸論者、口を開けば大詩人いです、と歎息被致候へども、是れ畢竟は常識が詩人の大敵藥たることを心得ざる輩多きやからに由り候儀にて、諸先生の御高説拜見以來、小生などはやゝ悟る所有之、詩人と申すもの必ずしも人爲もて造りいだしがたきにもあらずと發明仕候、例へば、小生の如きも、十二三歳のころまでは、頗る肝癢つよく、はゞ詩人的性質相具へ居り候ひ

しが、父母共に頑冥にして、専ら常識を重んじ、日夜行住坐臥の間に、常識的教訓嚴密にて、些も狂熱を許し呉れず候ひしゆゑ、おひく天賦の至寶を失ひ、不幸にも本年三十六歳まで、未だ嘗て狂熱的技倆を現さず候へども、若し詩人特待の法彌々御實施相成り候はゞ、晩學ながら、小生も或は一二年間詩人の生活相試み申すべくやなど存候、常識及び靈識を具へながら狂熱を具ふる儀は、やゝ心元なく候へども、單に狂熱のみにてよろしとの儀に候はゞ、必ずしも多く人後に落ちまじく信じ候、尙同村中末頼もしき候補者夥多有之否、丁年以下の者は殆ど皆詩人的傾向に富み居り候哉に見受候、歸村次第、諸先生の御高見を申傳へ、新作家御歡迎の御厚意並びに特待法御設施の件などほのめかし候はゞ、彼等一同狂喜、雀躍、陸續上京仕候儀と存候、終に臨み伺置候は、右等常識に乏しき又は常識を缺き候狂熱者、即ち詩人、小説家の瘋癲的作物は、所詮如何様なる御用に供せられ候物にや、又詩人的天職は、終身御許可相成候にや、萬一只一時御玩賞の後、突然御棄却相成候やうにては、又は御都合により、中途にて免職申渡され候やうにては、何とやらん子弟に對し、(小生頑愚の故とは存候へども)聊か笑止のやうにも被存、今度發明仕候「詩人々造法」をも流石に實施いたしかね候へども、若し其の効用及び其の御